

【論点①】CMRの業務執行権限の範囲について

論点① CMRの業務執行権限の範囲

- 建築／土木における、各プレイヤーの法的な位置づけや、CMRの立ち位置の違いを比較
- まずは建築事業をモデルに、発注者、CMR、設計者、工事監理者、施工者別の役割分担を整理



- 建築を基に土木の役割分担表も事例収集・整理し、標準的なCMRの業務執行権限の範囲の明確化を図る
- CMRへの権限委譲が可能な範囲について、法制度との整合も図りながら議論の深度化を図る

土木事業におけるCMRの立ち位置について

- ① 従来の一般的なCMRの立ち位置（特に建築事業）は、行政機関の補助的立場として、設計者等が実施した業務の確認等を行い、主にCMRから行政機関に報告等を実施しており、土木事業におけるCMRについても、基本的に同様の立ち位置となると考えられる。
- ② CMRが発注者支援業務の業務内容を兼ねる場合も想定される。
- ③ CMRが行政機関の代行的立場として監督員体制に入る場合も想定されるが、法律行為を行わない準委任の範囲での権限を考慮する必要がある。

※①と③では発注者支援業務が別途発注されている場合があり、③のケースでは②のように発注者支援業務を兼ねる場合もある。

土木事業におけるCMRの役割を整理し以下の3つの型に整理する

- ①は、**技術的中立性を保ちつつ**、プロジェクトの各段階でマネジメントを実施する、**マネジメント型のCM**
- ②は、以下の国の発注者支援業務を想定した業務の内容を兼ねる**発注者支援型のCM**

- ・積算技術業務

- 工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務支援

- ・技術審査業務

- 入札契約手続きにおける企業の技術力評価のため、審査資料の作成等の業務の支援

- ・工事監督支援業務

- 工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援

- ③は、発注者の監督体制に入り監督員や調査員の構成員として、工事施工者や設計者への指示や承諾等、準委任契約の範囲内で発注事務の一部を実施する、**監督体制代行型のCM**

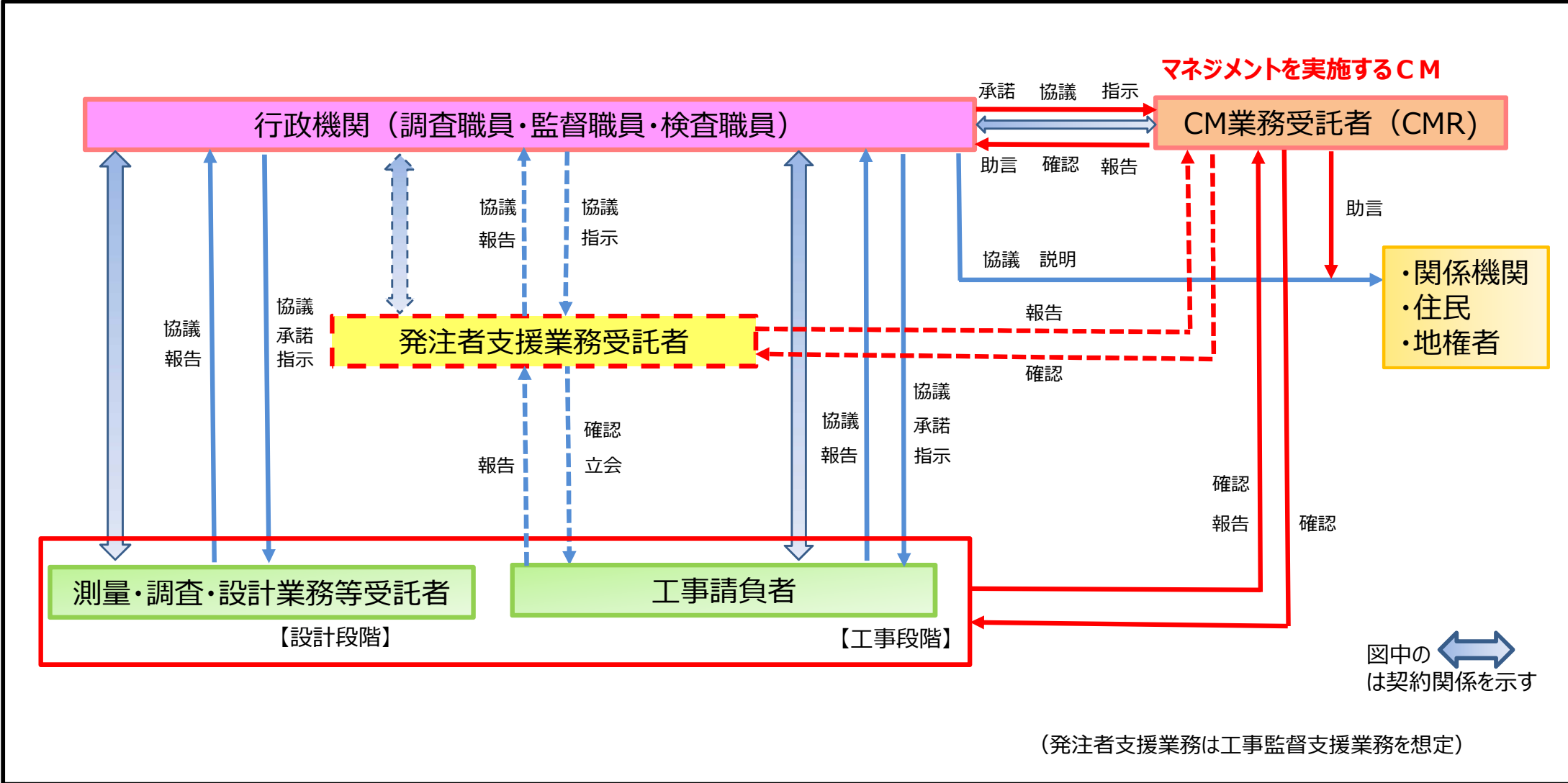
CMRの役割のタイプ分け一覧表

- 土木事業におけるCMRの役割を、3つの型に分けたうえで、発注者支援業務が発注される場合も考慮し一覧表で整理した。
- 本検討会では、①のタイプを基本と考えつつ、マネジメント型を役割に含む赤枠内の4タイプを議論の対象として、CMRの立ち位置を検討する。

CMRの役割			発注者支援業務 の発注の有無	タイプ別整理
マネジメント型	発注者支援型	監督体制代行型		
○	×	×	○ or ×	①建築で一般的なマネジメント型CMタイプ
○	○	×	×	②発注者支援業務を兼ねるタイプ
○	×	○	○ or ×	③監督体制の一部を構成するタイプ
○	○	○	×	④全てを兼ねるタイプ
×	○	○	×	⑤発注者支援業務を兼ねた発注事務の民間委託タイプ
×	○	×	×	⑥従来の発注者支援業務タイプ
×	×	○	○ or ×	⑦発注者体制の一部民間委託タイプ
×	×	×	×	⑧全て発注者が行うタイプ

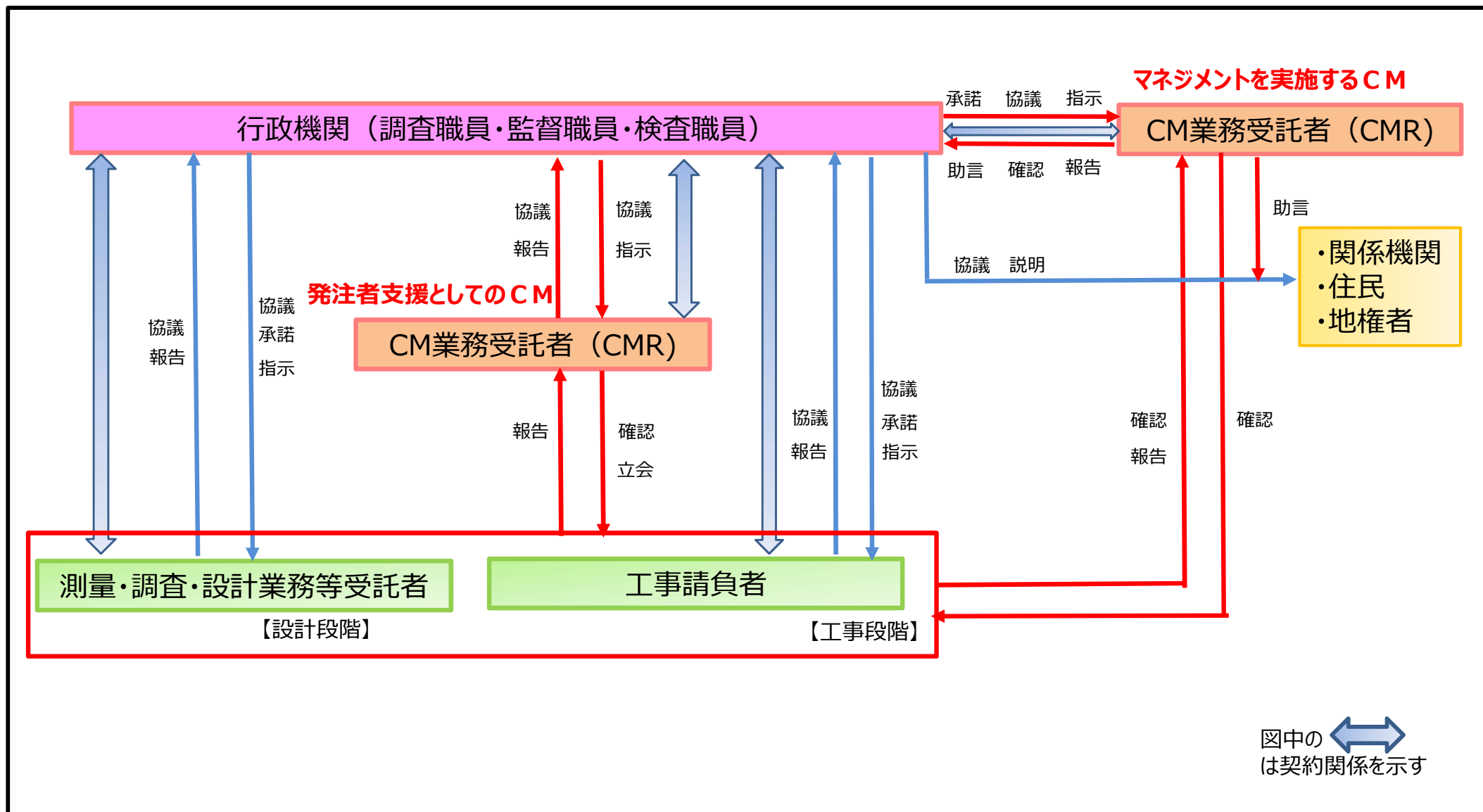
土木事業におけるCMRの立ち位置①

【①従来のマネジメントを実施するパターンのCMRの立ち位置】



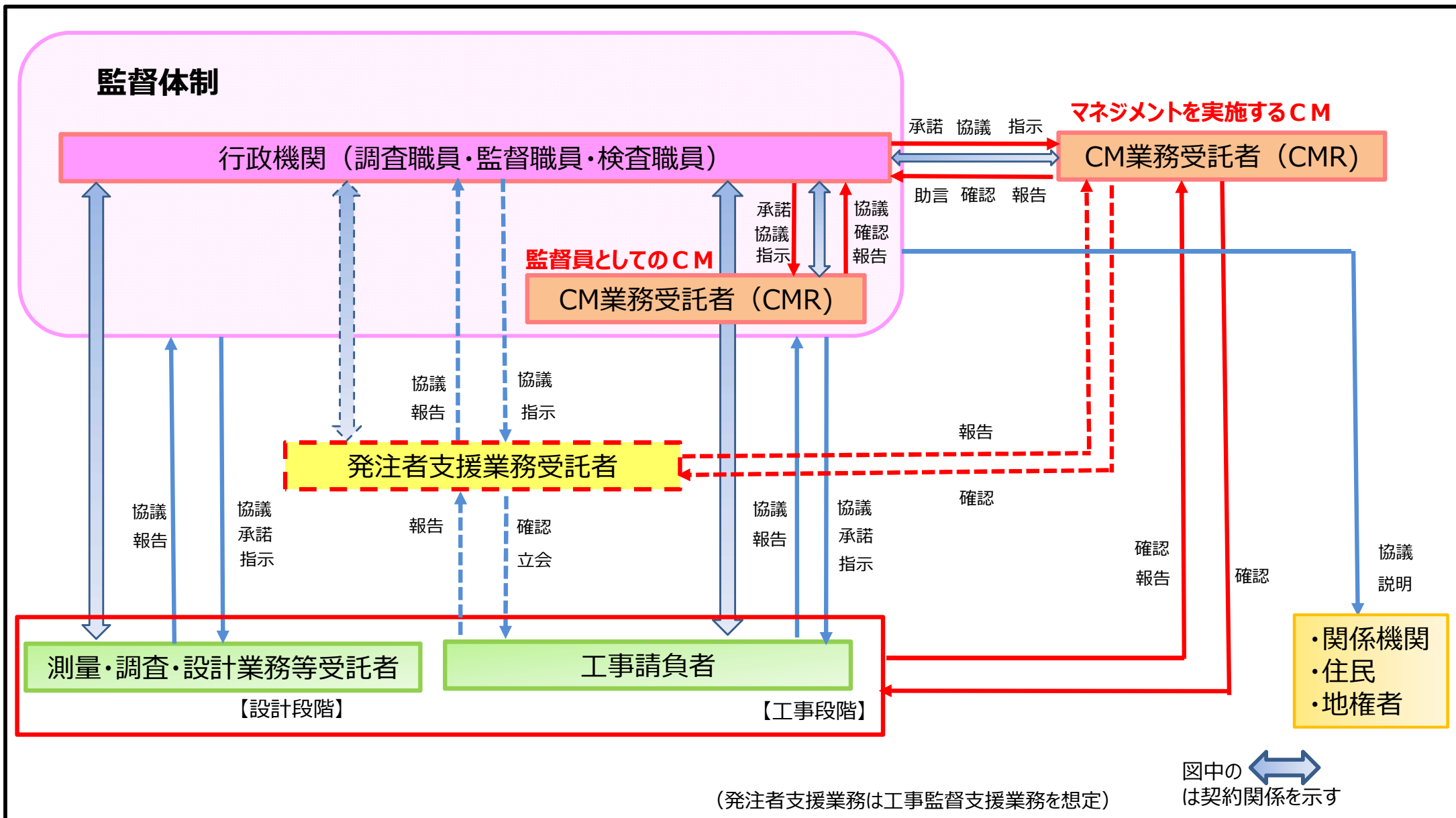
土木事業におけるCMRの立ち位置②

【②発注者支援業務の業務内容を兼ねる場合のCMRの立ち位置】



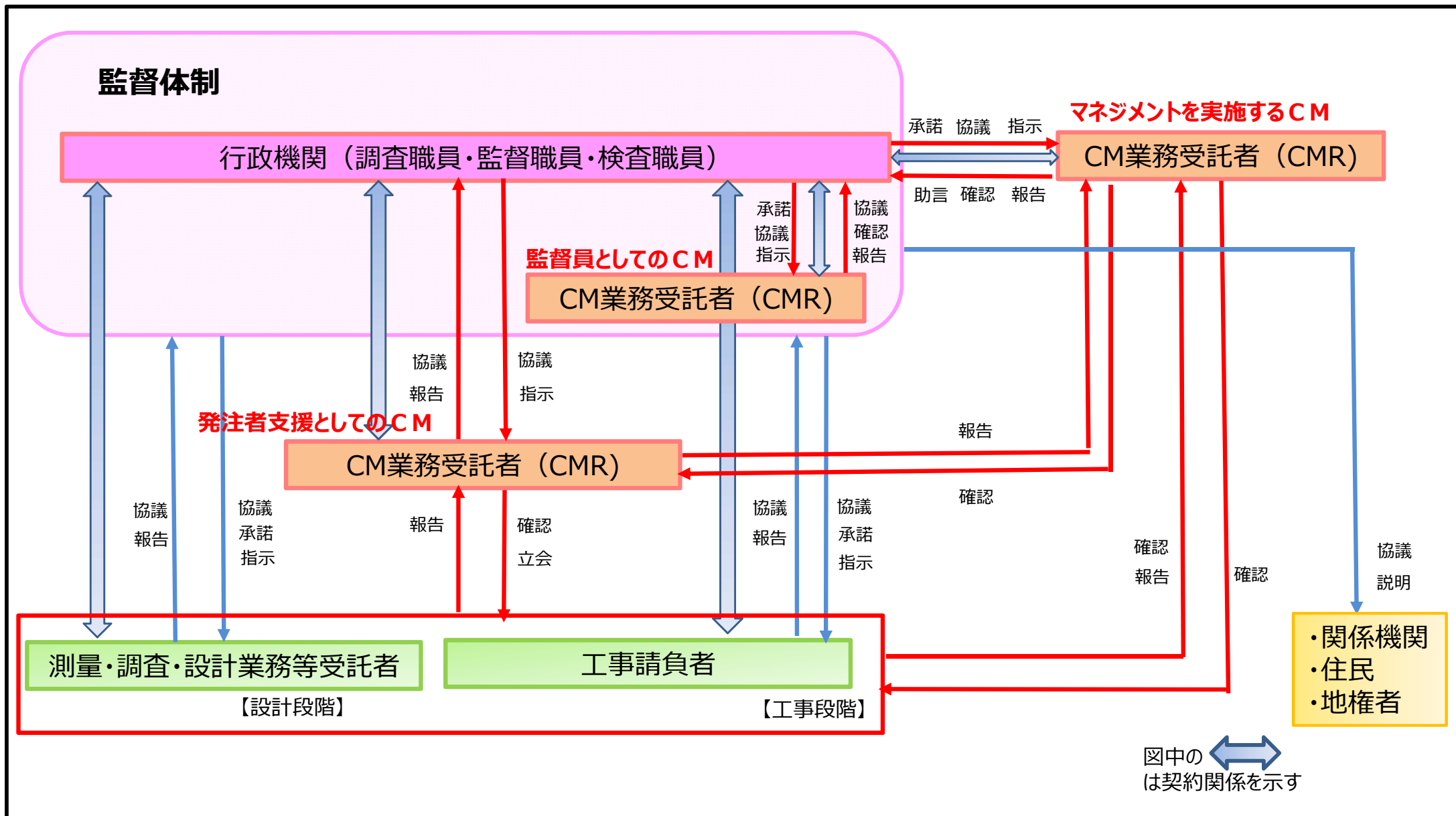
土木事業におけるCMRの立ち位置③

【③行政機関の代行的立場として監督員体制に入る場合のCMRの立ち位置】



土木事業におけるCMRの立ち位置④

【④全てを兼ねる場合のCMRの立ち位置】



- 役割分担表における業務項目は、基本的に発注者が実施しなければならない業務項目あるいは、CMRが実施する業務項目とした。
- 設計・工事段階における発注者の業務は、地方自治法等に規定された監督・検査業務であることから、設計者や施工者が行う業務項目（発注仕様項目）は項目としてあげていない。
- 建築については、地方自治法等とは別に、建築基準法及び建築士法に基づいた設計者及び工事監理者の業務事項があり、地方自治法上の監督・検査業務とは独立した業務として整理している。
（設計者、工事監理者の業務については、CMRは実施しない。）

業務役割分担表のイメージ

発注者が実施しなければならない業務

共通業務

プロジェクトにおける業務全般 建築		事業関係者					特記
		発注者	CMr	設計者	工事監理者	施工者	
I. 共通業務							
1	CMR導入時期の検討	検討・設定					
2	CM業務範囲の設定	検討・設定					
3	CM業務費用の積算	検討・設定					
4	CMRの選定	検討・設定					
5	情報管理	確認	管理	管理	管理	管理	各段階の主体者が管理を行う
6	会議方式の提案と運営支援	承諾	実施	支援	支援	支援	プロジェクト会議、定例会議、分科会等の会議体の検討、提案
7	マスター・スケジュールの管理	承諾	作成・管理				各段階共通
8	全体事業コストの管理	承諾	作成・管理				各段階共通
9	関係者の業務・責任区分及び役割分担	承諾	提案				
10	プロジェクト運営方針の設定・確認・更新	承諾	提案				

- 関係者が多い施工段階（建築：発注者、CM、工事監理者、施工者、土木：発注者、CM、工事監理者、施工者）におけるCM業務仕様の記載例（下表及び次頁）に示す。
- 建築と土木で監督技術基準の差違及び工事監理者が実施する業務内容にともなって、CM業務の業務仕様が異なるものとなる。

監督技術基準（国土交通省）における比較

土木では、施工計画書は受理するだけで承諾は行わない。

地方整備局営繕工事監督技術基準（案）	土木工事監督技術基準（案）
(2) 施工計画書の受理 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 ただし、品質計画に係る部分については、承諾する。	(2) 施工計画書の受理 請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。

工事監理業務の共通仕様書（国土交通省）における記載内容（建築）

業務事項	建築工事監理業務委託共通仕様書 国土交通省
施工計画書の受理	(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 ① 設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。（以下省略）
品質計画の承諾	

CM共通仕様書（案）の作成イメージ

業務事項	建築	土木
施工計画書の受理	施工者から提出された施工計画書に関して施工計画の概要を把握し、その記載内容に関して工事共通仕様書において施工計画書に記載することが定められた事項の過不足等を工事監督職員に助言する。	施工者から提出された施工計画書に関して施工計画の概要を把握し、その記載内容に関して工事共通仕様書において施工計画書に記載することが定められた事項の過不足等を工事監督職員に助言する。

監督技術基準（国土交通省）における比較

地方整備局営繕工事監督技術基準(案)

(4) 工事施工状況の検査等
 設計図書に示された場合、一工程の施工が完了し報告された場合及び監督職員の指定した工程に達した場合は、低入札価格調査制度調査対象工事以外にあっては公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）により、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては標準仕様書等に加え「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について（平成6年3月30日付け建設省営監発第13号）」により確認、検査等を行う。

土木工事監督技術基準(案)

(4) 工事施工状況の確認（段階確認）
 設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、臨場等により確認を行う。

(5) 施行状況の把握
 主要な工種について、別表2に基づき適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。

共通仕様書（国土交通省）における記載内容（建築）

業務事項	建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省）	発注者支援業務共通仕様書（工事監督支援業務）（国土交通省）
【建築】 工事施工状況の検査等 【土木】 工事施工状況の把握及び確認	(4) 対象工事と設計図書との照合及び確認 工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、 対象工事に応じた合理的方法により確認 を行う。 (5) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 ① (4)の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。 ② (4)の結果、対象工事が 設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合 には、直ちに、調査職員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために 必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告 する。 ③ 調査職員から対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。	2. 請負工事の施工状況の照合等 一 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。 二 受注者は、 施工状況（段階確認）について設計図書との照合 を行い、その結果を報告するものとする。 三 受注者は、 施工状況を把握 し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い 設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を報告 するものとする。 四 不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。

CM共通仕様書（案）の作成イメージ

業務事項	建築	土木
工事施工状況の検査等	工事監理者が実施した設計図書との照合及び確認結果の 報告内容 と設計図書のとおりに実施されていない箇所に関して 工事監理者がとりまとめた対応措置についての報告内容を踏まえ、発注者による確認、検査等の助言 を行う。	発注者等が実施した設計図書との照合結果の 報告内容を把握 するとともに、 設計図書等に適合しない箇所に関して、対応措置等を発注者に助言 する。

○ 設計段階における、CM業務仕様の記載例（下表及び次頁）に示す。

<設計段階>

監督技術基準（国土交通省）における比較

※設計業務等に関しては工事の監督技術基準に相当するものは整備されておらず、設計業務に関しても基本的に工事における監督業務の役割と同等と考えられる。

業務事項	地方警備局営繕工事監督技術基準（案） 国土交通省	土木工事監督技術基準（案） 国土交通省
他機関調整等	3. 円滑な施工の確保 (2) 関係機関との協議・調整 工事に関して、関係機関との協議・調整等における <u>必要な措置を行う。</u>	3. 円滑な施工の確保 (2) 関係機関との協議・調整 工事に関して、関係機関との協議・調整等における <u>必要な措置を行う。</u>

告示15号における記載内容（建築）

業務事項	国土交通省告示第十五号
他機関調整等	一 基本設計に関する標準業務 イ 業務内容 (3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ 基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、 <u>必要に応じて関係機関との打合せを行う。</u>

CM共通仕様書（案）の作成イメージ

業務事項	建築	土木
他機関調整等	<u>設計者が行うインフラ供給会社との事前相談の状況あるいはその結果を把握し、インフラに係る条件に対し過不足等について発注者に助言する。</u>	<u>発注者が実施する他機関調整等に必要措置に係わる提案を行うとともに、インフラに係る条件に対し必要な事項について発注者に支援を行う。</u>

- 発注者が、実施する業務においてその役割・権限等に係わる用語は以下のように定義する。
(※監督技術基準の定義を参考として設定)
- 基本的に発注者の役割・権限に係わる用語は、CMRの業務仕様書では使用しないこととするが、**実質的に発注者に代わって実施するような業務事項**に係わる用語（把握、確認等）については、CMR業務仕様書においても使用する。

用語	定義	用語	定義
確認	契約図書に示された事項について、臨場若しくは提示・提出された資料により、契約図書との適合を確かめ、申出を行った者に対して認めることをいう。	指示	監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
承諾	契約図書で明示した事項で、書面で申し出た設計等の業務あるいは工事の施工上必要な事項について、業務あるいは工事の受注者に対して書面によりで同意することをいう。	協議	書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
立会	契約図書に示された項目について、臨場し、内容を確認することをいう。	決定	CMr、工事監理者、設計者、施工者からの提案等を基に、発注者として計画等を決めることをいう。
通知	設計等の業務あるいは工事の受注者に対して、業務あるいは工事に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	実施	当該業務事項を行い、その結果を書面等に整理・とりまとめを行うこと。
提示	設計等の業務あるいは工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	参加	対象事業に係る会議において決定する事項に関して、その立場に立った意見等を述べること。
把握	臨場若しくは提出又は提示された資料により、設計等の業務あるいは工事の内容等について、CMrが契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、業務あるいは工事の受注者に対して認めるものではない。	出席	対象事業に係る会議において、求められた場合に情報提供等を行うため会議にすること。
受理	契約図書に基づき設計等の業務あるいは工事の受注者の責任において発注者に提出された書面を発注者が受け取り、内容を把握することをいう。	設定	CMr、工事監理者、設計者、施工者からの提案等を受けるなどで計画内容、条件等を定めることをいう。

用語	定義	用語	定義
報告	設計等の業務あるいは工事の施工等の状況または結果について書面により知らせることをいう。	受検	他機関による法令基準等に対する適合性の確認をするための検査を受けることをいう。給付の完了検査を受けることではない。
助言	CMrが発注者に対し、発注者の判断に関して有益となる事項について、口頭等書面以外の方法により知らせることをいう。	検討	特定の事項について詳しく調べ、適切な対応方策等を案出し提示することをいう。
審査	提出された書類等を基に、要件・基準に対して適合しているかを判断することをいう。	管理	定められた方針や基準をもとに管轄し、取りまとめることをいう。
評価	CMrが設計等の業務あるいは工事の受注者からの提案に関して、その妥当性、契約図書への妥当性を判定することをいう。	更新	計画等に関して新たな変更事項・情報が発生した場合に、定期的あるいは随時、従来の計画等を追加・変更することをいう。
提案	CMrが業務又は工事に関して判断が必要な事項等に関して、自らの考えを書面をもって示すことをいう。	作成	契約図書に示された事項について、資料等を作ることをいう。
協力	他の事業関係者が業務事項を行うに際して、資料・情報等の提供を行うことをいう。	調査	契約図書と現場条件との齟齬が生じた場合、あるいは災害が発生した場合等において、目視、測量等を通じて現場の状況を把握することをいう。
支援	発注者が行う業務事項に関して、その実行の準備、書面の作成等の補助を行うことをいう。	伝達	CMrが設計等の業務あるいは工事の受注者に対して、発注者の決定事項等を伝えることをいう。

【参考資料】工事監督技術基準における用語の定義

- 発注者としての行為（指示、承諾等）を示す各用語の定義は、工事監督技術基準（国土交通省）において以下のようになっている。

用語	地方整備局営繕工事監督技術基準(案)	用語	土木工事監督技術基準(案)
指示	監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	指示	監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
承諾	契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。	承諾	契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
協議	書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることを言う。	協議	書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることを言う。
通知	監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	通知	監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
受理	契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。	受理	契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
検査	契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。	確認	契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
把握	監督職員が臨場若しくは受注者が提出した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。	把握	監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。
立会	契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。	立会	契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

※：土木における確認、把握、立会に関しては、実施者が「監督職員等」となっており、監督職員以外の実施が想定されていると考えられる。

- 国の行政機関等は、**民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施**するよう、公共サービス改革法及び当該民間事業者との契約に基づき、**監督等必要な措置を講ずる**こととされている。
- 国土交通省の発注者支援業務は、公共サービス改革法の対象事業であるが、地方公共団体の公共サービスに関して、**法に基づく入札を実施するか否かの判断は地方公共団体に委ねられており、のみなし公務員規程の有無についても地方公共団体毎に異なると考えられる。**

公共サービス改革とは

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)に基づき、公共サービスの実施について、透明かつ公正な競争の下で、民間事業者の創意工夫を反映することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するもの

ポイント

1. 法令の特例

法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても官民競争入札等の実施が可能に

2. 対象事業の選定

公共サービス改革基本方針の改定を通じ、官民競争入札等の対象事業を定める

3. 実施要項

入札の実施について定める「実施要項」を各府省等が作成し、監理委員会の議を経る
実施要項には、確保すべきサービスの質、落札者評価基準、従来の実施状況の開示を定める

4. 民間事業者の適切かつ確実な実施の確保

守秘義務やのみなし公務員規定を適用

民間事業者の監督のための規定(報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等)を整備

5. 事業の評価

事業の必要性、効率性、有効性、妥当性等の観点から評価を行い、その結果を公表
評価の結果を踏まえて事業の実施の在り方を見直し、必要に応じて基本方針を変更

公共サービス改革基本方針

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第1節 基本的な考え方

4 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

地方公共団体の公共サービスに関して、法に基づく入札を実施するか否かの判断は当該地方公共団体に委ねられているところである。

(省略)

第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札

法は、**地方公共団体に対し、法に基づく入札の実施を義務付けてはいない。**

地方公共団体においては、法第5条の規定を踏まえ、住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、当該特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、法に基づく入札を実施することが期待される。